

(様式第1号)

令和2年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議要旨

日 時	令和2年8月4日(火) 15:00～17:00
場 所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室
出 席 者	会 長 中里 英樹 副会長 大内 章子 委 員 熊懐 賀代, 高田 昌代, 武本 夕香子, 多田 直弘 法兼 茂子, 福本 吉宗, 山脇 喜子(敬称略)
事 務 局	市民生活部 森田部長 人権・男女共生課 田中課長, 小杉主幹, 松丸係長, 林主査, 西畑課員
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事：第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン及び第2次配偶者等からの暴力対策基本計画の進行管理(令和元年度実績報告・令和2年度実施計画)について
- (3) その他：令和2年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会について
- (4) 閉会

2 提出資料

令和2年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会次第

芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料1 ウィザス・プランの施策体系別「評価」

資料2 ウィザス・プラン 施策一覧(分類「1:発展・充実」)

資料3 ウィザス・プラン 施策一覧(全事業一覧)

資料4 芦屋市DV対策基本計画の施策体系別「評価」

資料5 芦屋市DV対策基本計画 施策一覧(分類「1:発展・充実」)

資料6 芦屋市DV対策基本計画 施策一覧(全事業一覧)

当日資料 令和元年度第1回男女共同参画推進審議会 質問・指摘事項及び回答一覧

3 審議経過

=開会=

事務局/田中：ただ今から令和2年度芦屋市男女共同参画推進審議会を開催いたします。

= 部長あいさつ = 森田部長

= 事務局紹介 =

= 会議の公開について説明 =

= 議事 =

事務局／田中：ここからは、中里会長に議事進行をお願いいたします。

中里会長：まず、第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プランについてご説明いただき、それについて委員の皆様からご意見等をいただいた後、第2次配偶者等からの暴力対策基本計画（通称 DV対策基本計画）についての説明・審議という流れで進めたいと思います。まず、ウィザス・プランについて、事務局から説明をお願いします。

- 事務局よりウィザス・プランについて、資料1・資料2・資料3・当日資料に沿って説明

中里会長：今回、全事業のうち今後「発展・充実」すべきものを取り出した形で資料2を作成していただき、その他の事業に関しては資料3に「継続」や「完了」を含めて記載いただきました。それぞれ委員の方々の専門分野に関連するところや、或いはその他の部分でも結構ですので、重要だと思った箇所やお気づきになった点について、ご意見やご質問をいただきたいと思います。

福本委員：まず審議を始める前にお尋ねしたいのですが、昨今、芦屋市役所のパワーハラスメントの問題が取り上げられている件について、最初に芦屋市側から何らかの説明や騒動に対するお詫びの一言があるのかと思いましたが、何もありません。この審議会ではDV等、まさに今回の騒動に関連する内容を扱うのに、何も説明が無いまま審議を進めて良いものなのかと疑問に思いました。まずはこの件について説明をしていただいてから審議を進めるべきではないでしょうか。

森田部長：この件につきましては、庁内にて弁護士等の外部委員も含めた調査委員会を設置いたしまして、昨日、調査委員会として市長へ報告書を提出しました。内容につきましては8月7日（金）に開催される臨時議会にて報告する予定です。パワーハラスメントに関係した職員の処分につきましても、当日発表される予定です。それまでの間は公表しかねますのでご了承いただきたいと思います。8月7日（金）に記者発表も行ない、公表し、芦屋市としての意向をご説明します。

福本委員：特に内容がパワーハラスメントということなので、お尋ねしてから言われるのではなく、冒頭で芦屋市から現状の説明と「内容はお伝えできませんが、お

騒がせして申し訳ない」といったお詫びの一言があって然るべきでないかと思えます。現状については理解できました。

中里会長：それではウィザス・プランの内容について、ご質問はありませんか。

武本委員：資料2掲載の項番47と52は「具体的な取組を行えていない」と記載されていますが、その理由を教えてください。また令和元年度決算額が「－」と表記されているものについて、その理由も教えてください。

事務局／田中：項番47のハラスメント防止の記事の掲載に関しまして、昨年度は広報紙の特集記事として掲載する事ができませんでした。広報担当課が年度初めに毎月の特集テーマの年間計画を立てるのですが、その時点で男女共同参画の特集を入れることができませんでした。ハラスメントにつきましては、特に若年層への啓発が必要と考えており、昨年は市内の全高校3年生に対して、内閣府作成のデートDVやJKビジネスの啓発チラシを配布しました。項番52の市民・職員意識調査の研究に関しては、意識調査を5年に1回、計画を策定する前年、つまり来年度の実施を予定しております。今年度は、次の計画策定に備え、国や県の情報を研究し、こういった項目で調査をするのが有効かを検討いたします。昨年度は具体的に着手できませんでしたので、今年度より着手いたします。項番5の広報紙への啓発記事の掲載についてですが、事業者等に向けた啓発ができていない点は課題と認識しております。広報紙への掲載は行えませんでした。昨年より商工会様へお願いし、これまで配架するのみだった男女共同参画センター通信「ウィザス」を、女性部の会員様に確実に読んでいただけるよう、女性部会員様分の部数を追加でお渡しし、配布いただいております。こちらの経費に関しましては、通信「ウィザス」の発行として別途予算を確保しておりますので、決算額としては特に記載しておりません。現状は女性部への配布のみとなっておりますが、女性だけでなく、男女共に意識改革が必要であり、今後も商工会様にご協力いただく事が啓発の一番確実な道筋だと考えております。項番103の多様な媒体を活用した啓発・情報提供につきましては、特に予算の執行を伴うものはございません。SNSの活用について具体的に検討できておりませんので、現時点で予算の確保は行っておりません。

中里会長：項番47の令和元年目標に「HP等でハラスメント防止の記事を掲載する」とありますが、項番103も含め、広報紙以外の別のメディアを活用できる人的な体制はありますでしょうか。

事務局／田中：令和2年4月から人権推進課と男女共同参画推進課が統合し、人権・男女共生課になりました。組織が一体化したことにより、効率的な業務の配置が

可能となりました。SNS等の技術的な部分には課題がありますが、業務を適切に分担するなどの対応により可能であると考えております。

中里会長：「人的」と表現したのは、人数の問題ではなく、日々の業務の中で、広報紙以外のメディアを活用し、啓発に取り組めるような技術に長けている人員の確保ができるかという意図であり、これを工夫していかないと、なかなか実行に移せないのではないかと思います。

武本委員：SNSを利用した啓発は効果的に行わないといけませんので、庁内にSNS等の活用が得意な方がおられれば問題ないですが、そうでないのであれば庁内にて自前で実施するよりも、予算を確保して、メディア技術に専門的な人に依頼した方が良いのではないかと思います。

福本委員：庁内でメディアの活用のための、外部委託、もしくは庁内のメンバーによる勉強会は設けられていますか。

事務局／田中：全庁的に職員の中で知識を習得していくという流れになっており、企画部の政策推進課等が勉強会を催しております。ただ、SNS等に関しては、一旦始めると常時情報を最新のものに書き換えていかなければいけませんので、立ち上げた後の事も考慮し、きちんと計画した上で取り掛からなければいけないと考えております。時間はかかるかもしれませんが、今後の課題として認識しております。

高田委員：広報紙によるハラスメント防止の特集記事を掲載できていない事に関して質問があります。他の自治体でも広報紙に掲載したい内容が多く、紙面の取り合いをしており、掲載を希望したができなかつたという事をよく聞きます。次年度も同じような事が起こる可能性を考えられますが、「広報あしや等による」の「等」は何を想定しておられますか。

事務局／田中：男女共同参画センターでは市民編集ボランティアと一緒にセンター通信「ウィザス」を作成しております。昨年は広報紙でハラスメントを取り上げる事ができませんでしたが、次回発行の「ウィザス」9月号では女性に対する暴力やハラスメントを含めた内容を取り上げる予定です。通信「ウィザス」の認知度はまだまだ低いですが、市ホームページにも掲載しており、通信を活用した啓発を考えております。また今年度は市内の全高校3年生への配布も予定しております。新型コロナウイルスの影響による中高生の望まない妊娠が増加している現状があり、その問題に取り組んでおられる専門家の方の寄稿文を掲載するなど、より啓発が進むよう編集において工夫をしております。

高田委員：通信「ウィザス」の配布枚数は広報紙程多くないので、広報紙で特集を組めなかったとしても、広報紙に通信「ウィザス」を掲載しているホームページへ誘導するQRコードを掲載するなど、小さな紙面でも対応できるような工夫をすれば、啓発も取り組みやすいのではないのでしょうか。いかに多くの人に見ていただけるかという事が非常に重要ですので、紙媒体による啓発が難しいのであれば、市の配布物、例えば封筒にQRコードを掲載するなど、様々な方法で工夫できるのではないかと思います。もう一つ、資料3の3ページに記載されている災害に関する事業についてお尋ねします。近年災害が多く発生していますが、記載の取組実績や目標を読むと、男女共同参画の視点はどこにあるのか見えづらいので、男女共同参画としての取組を特化して見えるような書きぶりにならないでしょうか。また男女共同参画の視点で、どのような取組をしたのか教えてください。

事務局／田中：避難所運営等において、女性の視点を取り入れていく事は非常に重要だと認識しております。昨年度は防災安全課と共催で女性の視点を取り入れた防災に関する講座を実施しました。所管である防災安全課も重要性を認識しておりますが、取組実績の記載において、分かりやすい記述ができていない事は課題だと考えており、今後所管課と協議してまいります。

中里会長：災害に関する男女共同参画計画での独自性は難しい点ですが、分かりやすくする工夫は必要と思います。また先程、高田委員より広報紙に関連する件でご意見をいただきましたので、ご意見に対して何か対応できるような事がありましたら、事務局よりご説明をお願いします。

事務局／田中：以前、広報紙の紙面へ通信「ウィザス」のページへ誘導するQRコードの掲載を広報担当課へ要望しましたが、一つの課の希望を取り入れてしまうと、全庁的に同様の希望が多くなり、収集がつかないため掲載は難しいということでした。いただいたご意見を参考に、今後も様々な媒体による広報を検討いたします。

福本委員：災害時の事についてよろしいでしょうか。芦屋市より私の会社（ホテル竹園芦屋）へ、災害時の状況によって、ホテルを避難所の施設と利用することについて依頼がありました。弊社総務より、できる範囲内で協力する旨を回答しております。芦屋市から頂いた資料には、災害が発生した際の避難所は、講堂等ある程度大きい施設になる事が記載されていましたが、大きな施設の避難所においては、入浴時や就寝時、着替えの際等にプライバシーの確保が課題だと考えています。プライバシー確保のため、就寝スペースに段ボールを使い、女性が着替える際には衝立を設置するなど、配慮が必要です。その点、ホテルでは客室を利用す

る事ができれば、ある程度のプライバシーの確保が可能だと考えております。宿泊等で利用されているお客様の利用が優先にはなりますが、お客様に迷惑がかからない範囲であれば、協力できる旨返答しております。男女共同参画の視点で災害を考えると、女性のプライバシーの確保が重要であり緊急性が高いと考えており、プライバシー確保のための費用計上や取組が必要だと思います。

武本委員：トイレの問題もあります。女性の方がトイレに時間がかかるので、男女同数だと女性の方が絶対に足りなくなります。また女性特有の身体的なプライバシーの確保が必要になるので、男性と同じ扱いをされると非常に困ります。阪神大震災の時には知識や情報が不足していたので、対応できませんでした。その後の災害で徐々に改善されています。芦屋市としても専門家とともに研究をしていただき、いざ災害が発生した時に市民が困らないようにしていただきたいと思っております。

福本委員：LGBTの方への配慮も必要ですね。

中里会長：福本委員のホテルでは、独自に配慮を検討されているという事ですが、災害時の避難所施設として利用する際の依頼内容に、男女共同参画に関連することが含まれているのでしょうか。

福本委員：含まれていません。必要であれば芦屋市の関連部署と一緒に話し合い、災害時の避難所施設として利用いただく際のガイドライン等の策定が必要ではないかと考えております。

中里会長：まだ詳細部分は決まっていない状況なのでしょうか。

福本委員：正式な依頼があったのではなく、現状は書面で打診をいただいている状況です。具体的に進めていくのであれば、ガイドライン等の作成が必要だと考えています。

中里会長：市が災害時の避難所施設として利用する旨の協力依頼をする際、男女共同参画の観点を含めた内容で依頼するなどの工夫があると、この計画を反映できることになると思います。

高田委員：一昨年に芦屋市の海側が浸水しましたので、早期に取り組む課題だと思います。水害はあっという間に押し寄せてきますので、避難所を開設した時にどのような配慮をすべきか考えておく必要があります。内閣府の男女共同参画局が公表している「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防

災・復興ガイドライン～」に掲載のチェックリストを活用していくことなどを目標として進行管理調書に記載すれば良いのではないのでしょうか。

中里会長：いただいた意見をぜひ参考にさせていただけたらと思います。

事務局／田中：ありがとうございます。

山脇委員：項番25の防災・減災のための講座の実施についての評価がA，分類は「2：継続」と記載されていますが，なぜ令和2年度の予算は「－」となっているのでしょうか。評価が良かったにも関わらず，予算が確保されていない理由を教えてください。

事務局／田中：講座については，一つ一つの講座に予算を付けているのではなく，年間の全ての講座をまとめて予算計上しておりますので，個々の講座を切り出して予算を記載する事はできません。個別の具体的な金額はこちらに記載しておりませんが，予算がついていない訳ではございません。

山脇委員：了解いたしました。

大内副会長：2点質問があります。1点目は資料3の全事業一覧の中には，資料2で分類「1：発展・充実」に挙げられていないが，C評価で「2：継続」となっている事業があります。C評価ではあるが継続する理由，継続するにあたってどういう特別な取組をしていくのかをお尋ねしたいです。もう1点は令和元年度取組実績内容に「具体的な取組を行えていない。」と表記されている項目がありますが，今年度は新型コロナウイルスの影響により，例年通りに行えない事業もあるかと思います。しかしコロナ禍の今だからこそ，重点的に実施する必要がある事業もあって然るべきだと思うのですが，何か方針をお持ちでしょうか。

中里会長：同じC評価であっても，「発展・充実」と「継続」に分類している項目でどのような違いがあるか，という事でよろしいでしょうか。

大内副会長：そうです。

中里会長：何か基準を設けて分類をしているのでしょうか。

事務局／田中：例えば，項番81の自己分析やコミュニケーションに関する講座の開催という項目は，昨年度の講座実施の中でテーマとして取り扱うことができなかつたため，C評価としておりますが，今年度以降も実施は必要と考えているため

「継続」としております。講座実施にあたっては、男女共同参画に関する様々な啓発目標を掲げているため、単年度で全てのテーマを取り上げるのは困難です。評価Cの中でも「発展・充実」に区分している項目は、単年度ではなく、今年度特に重点的に取り組むべき項目として「発展・充実」に入れております。2点目のコロナ禍の今だからこそ取り組まないといけないと考えているのは、DVの問題です。新型コロナウイルスの影響により、家庭内でパートナーと一緒にいる時間が長くなったことも影響し、DVの相談件数が増加しております。また一緒にいる時間が増えたために、声を上げたくても上げられない方もいらっしゃいます。新型コロナウイルスが落ち着いた頃には、コロナ禍の状況で我慢をしていた方達のDV相談が増えるのではないかと心配しております。DVについては問題を認識しながら、取り組むべきであると課内でも話し合っております。

事務局／小杉：DVと認識できていない方やどこに相談したら良いのかわからない方もいるかもしれませんので、今年度は重点的にDV相談室や関係相談機関の周知に取り組もうと考えております。DVと別件にはなりますが、コロナ禍により今までと違う方法で実施するものとしては、女性活躍推進の芦屋リジューム事業があります。今まではほとんどがオフラインで講座等を開催していましたが、今年度はリモートによる講座の開催を取り入れようと考えております。

大内副会長：DV対策を優先的に取り組む事は重要なので良いと思いますが、現在のコロナ禍に災害が重なったらどうなるのかという懸念があります。認識されているとは思いますが、実際に今年は全国で水害が発生しているため、DVと災害の2点を重点的且つ優先的に取り組んでいただきたいと思います。

熊懷委員：評価がCで「発展・充実」に分類されていない項目の一つに、項番65の男女共同参画推進団体協議会に関するものがあります。通信「ウィザス」をより多くの方に読んでいただくための方策や、コロナ禍の状況で重点的に実施すべき事業について、定例会で登録団体に提案を求めていただくことで、団体協議会メンバーとしての様々な視点を活かしていただければ良いのではないかと思います。またB評価で「継続」となっている中高生への啓発事業、例えば項番8番にある、市内中学校で配布している「進路の学習」や、項番11のトライやる・ウィーク等は、男性の保育士、看護師、女性の建築士、救命救急士の生の声を実際に聞くことができたり、子供たちが実社会の中で様々なことを体験できたりする良い機会だと思います。しかし今年度は開催することが難しい事業もあるのではないかと思います。一方、休校期間に子供達は学校のホームページを閲覧する習慣が以前よりも身につけていると思います。通信「ウィザス」でデートDVやリプロダクティブ・ヘルス／ライツを取り上げている記事はわかりやすくまとめられていると思いますので、通信のQRコードを広報紙にそのまま掲載するだけでなく、

学校の先生にぜひ通信を読んでいただき、保健体育や現代社会等の視点から、上手く選定して内容を紹介していただけるようにするなど学校との連携がとれると良いのではないかと思います。

中里会長：ありがとうございます。いただきましたご意見を今後取り入れていただければと思います。

事務局／田中：非常に良いご意見を頂きましたので、参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

中里会長：もしウィザス・プランの方で更にご意見がございましたら、また後程お聞きしたいと思いますので、一旦DV対策基本計画へ移りたいと思えます。事務局より説明をお願いします。

●事務局よりDV対策基本計画について、資料4・資料5・資料6に沿って説明

中里会長：ありがとうございます。それでは先程と同様に、ご意見・ご質問をお願いします。

武本委員：項番16の相談体制の充実に関して、「こころの整理相談」の令和元年度取組実績具体的数値26人であり、とても少ない印象を受けます。何か理由があれば教えてください。心の相談から入り、その中で内容によっては専門的に聞いた方が良く、という事で、司法書士や弁護士等の専門的な相談を受ける場合もあります。心のケアと制度的なケアの同時並行で進めていかなければいけない部分も多いと思うのですが、26人という数字は他の相談と比較して非常に少ないように感じます。この数値は婦人相談員による相談件数でしょうか。婦人相談員の相談件数が別に記載されているのであれば、どちらに記載されているのか教えてください。

事務局／小杉：項番16に記載されております「こころの整理相談」はお困りです課が実施しており、令和元年度から始めた相談となります。外部の精神保健福祉士に相談員を依頼し、月1回3枠、年間36枠のうち26人が相談を受けられました。こちらの相談の性質上、当日に精神的、または体調が優れなくて予約をキャンセルされる方もいらっしゃいますので、予約件数は多いのですが、全枠埋まる事は難しく、このような数値となっております。婦人相談員によるDV相談の件数ですが、こちらの進行管理調書には記載しておりません。昨年度は電話相談・来所相談等を含めまして185件ございました。

高田委員：電話相談と来所相談の件数をそれぞれ教えてください。

事務局／小杉：電話相談が110件、来所相談が68件、その他が7件となっております。その他というのは相談員が病院・保育園、学校等に出向いてお伺いした相談件数となります。

高田委員：芦屋市には配偶者暴力相談支援センターがあるにも関わらず、兵庫県下で人口比から考えると随分少ない件数だと思いますが、この現状に対してどのように対応しているのかを教えてください。DVに関する相談は、DV相談室にだけでなく、他の相談窓口にもきているはずですが。相談の入り口は様々だと思いますし、DV被害者を多方面からアプローチできることは非常に良い事だと思いますので、全て含めた件数を表記されると良いのではないかと思います。他の市町村ではそのように表記しているかと思いますが、全て含めた件数が分かれば教えてください。

中里会長：お手元の資料で分かるようでしたら、お示しいただけますでしょうか。

事務局／小杉：以前より芦屋市ではDVの相談件数が少ないと言われていたのですが、その原因が、芦屋市にDV被害者が少ないためなのか、またはDV相談室があるという周知が足りていないためなのか、判断することはできません。昨年よりDV相談室の相談日を月・水・金の週3日から、月曜から金曜までの週5日に変更しておりますが、相談件数はそれほど増えておりません。原因は判断できませんが、これまでの市内の公共施設に加え、今年度は商業施設や病院等にも依頼して、DV相談室の周知が図れるような体制を整えたいと考えております。

高田委員：私も長年こちらの委員を務めており、芦屋市は身体的暴力よりも精神的暴力が特化して多い印象を持っています。周知する時には、その点を考慮して行う必要があります。他の市町村においても、広報をすれば件数はぐっと増えます。芦屋市にDVが無いはずがないと支援をしていて分かっております。芦屋市にはDV被害者が少ないという認識は違うと思います。

熊懷委員：この場で恐縮ですが、知り合いから相談を受けてDV相談室を案内した経験があります。DV相談室に相談すると、まず家族から離れるように言われるのではないかと思います、相談するのを躊躇されるようです。もしかすると、周りからはできるだけ普通の家族として見られたいという気持ちから、支援を受けることを戸惑われる方も多いのではないかと感じているのですが、実際はどうなのでしょう。

高田委員：計画策定に係る意識調査においても、芦屋市は他の市町村と比べて、非常に表向きの調査結果が表れているように感じます。そういった周りの目が気になるという方へ、例えばPTAの人権委員の方から「あなたの気持ちをよく聴いてくれるよ」だったり、「話すと少しでも気持ちが楽になるよ」というようなお話していただくなど、DV相談支援の内容を正確に把握し、伝えてくれる人作りができるような戦略を、ぜひ考えていただければと思います。

中里会長：先程の、婦人相談員による相談件数のご質問ですが、他の相談機関等を通じた相談も含めた件数については、いかがでしょうか。

事務局／小杉：DVの相談件数については国や県より依頼の調査があり、先程は内閣府の統計に使われている相談件数をお伝えいたしました。内閣府の統計は、関係機関からの通報は含まず、DV被害者から直接相談があった件数のみカウントするようになっております。他の機関で相談された方が、直接DV相談室に相談された件数は含まれておりますが、関係機関より被害者にDV相談室を紹介した旨の連絡の件数は含めておりません。

中里会長：高田委員、事務局より説明があった件数は、他市町村と比べていかがでしょうか。

高田委員：相談件数はそれほど多くないと思います。例えば、生活困窮者の相談において、よく話を聞いてみるとDVの案件だったなど、相談の入り口は違っても、中身の話はDVだったというケースは頻繁にあると思います。芦屋市は潜在的な情報をどれだけ掴んでいるのでしょうか。市民の方が別の案件で相談に来られた時に、もしかするとDVが関係している可能性があるという事を、他の相談窓口担当者に伝えておくことなどによって、DVの早期発見に繋がります。最初からDV相談室に相談するという事は、非常にハードルが高いので、違う相談窓口から入ってこられた方のDVを発見するという場合も多くあります。新型コロナウイルス関連で支援をしている中でも、DV相談ではなく、例えば家を探してほしい、という相談をする方が、DV被害者としては相談しやすかったという例も実際にありました。常に、DV相談室への直接の相談以外にも、潜在的な案件が多く存在すると意識することが、相談件数の増加に繋がるのではないかと思います。

中里会長：重要なお指摘をいただきましたので、施策の中で反映できるように取組をお願いいたします。

法兼委員：私もDVの被害を受けている方から、個人的に相談を受けた経験があります。芦屋市のDV相談室に相談されてみてはと助言したのですが、その方は、D

V相談室に相談すると、家族や配偶者の実家に情報収集に行かれてしまうのではないかと心配されておられました。更に、相談した事が知られてしまうと、それが原因で再度暴力を振るわれるのではないかと恐れていました。その方は他市のDV相談室へ相談し、支援を受けて、今は家族と連絡を断っておられます。

高田委員：加害者が市の職員や、警察の場合もありますよね。

武本委員：DV被害者の中には、DVを受けている認識が無い方も多くおられますので、庁内職員の啓発を進める事により、積極的にDV被害を拾い上げていく事が重要です。また実績報告時には婦人相談員による相談件数や、相談を週3日から週5日に変更した旨の記載等もお願いしたいと思います。そうすればDV被害に遭っている方が「みんな相談している」と思い、相談に行きやすくなるはずです。他市町村では法律相談より婦人相談の件数が多い場合もありますが、芦屋市においては婦人相談件数の方が少ない状況です。本当にDVが少ないのであれば問題はないのですが、実態がそうではない場合には、DV被害に遭われている方に「自分はDV被害に遭っている」と認識していただく必要があります。更に、相談に来ていただくためには、市職員の努力が必要だと思います。例えば市民課で手続に関する窓口対応の際、配偶者に知られたくないというような状況であれば、そこからDV被害を疑い、相談へつなぐという事もできると思いますので、ぜひ庁内での啓発の取組を進めていただきますようお願いします。

多田委員：DVの話は学校におけるいじめの問題と同様だと思います。DV被害に遭っていても、それを認めることができないだけで、被害に気付いていない人はいないのではないかと思います。この審議会の中では、DV加害者に関する議論が一切されておらず、加害者側に対してどうすれば良いのか何も意見が出ていないことを非常に疑問に感じます。また、もし私がDV被害に遭ったとしたならば、DVの相談をした後にどうなるのか具体的に知りたいと思います。相談後に配偶者やその家族、子供に知られて、状況が悪化するような恐れがあれば、相談に行きません。安心できる何かを得られるのであれば相談に行くと思いますので、そういうことを意識した取組をお願いいたします。

中里会長：ありがとうございます。DV相談室の周知の課題として、被害者が相談できない、言いづらいというご意見が出ており、相談後にどうなるのかという事を含めた周知をお願いしたいと思いますが、事務局として何か庁内の関係部署と連携してできることはありますでしょうか。

事務局／小杉：多数ご意見をいただきましたように、DV相談に来られる方は具体的な支援を求めて来られる人もおられますが、お話を聞いてもらいたい、現状を変

えたくないという方もおられます。今現在、芦屋市の婦人相談員は、相談者の気持ちに寄り添って、ご自身がどうされたいのか、どうしていくのが今後の生活にとってより良いものになるのか丁寧にお話をお聞きして、支援を行っております。多田委員がおっしゃったDV加害者に関するご意見について、日本ではまだまだ加害者へのアプローチが進んでおりませんが、海外では加害者更生プログラムが存在しており、一定の効果が有るものもあれば、無いものもあると言われております。日本でも、最近では加害者へのアプローチを何とかできないかという方向に舵を切っている傾向にありますので、市としてどこまでできるか分かりませんが、情報収集を進めていきたいと考えております。

中里会長：安心して相談できるよう情報を周知する事が、芦屋市においては特に重要だということが、本日いただいたご意見の重要なポイントであったと思います。

高田委員：項番25の苦情等への相談窓口や申出処理制度利用についての周知についてですが、なかなか苦情は言いづらい故に、どのような相談窓口を作れば良いのか判断しかねると思います。苦情というよりも、「この対応は辛かった」や「この言葉はよかった」など様々な言葉をいただくことにより、自分達がした対応が、その人にとってどうだったのかフィードバックできれば良いのではと思います。姫路市では、対応をした人に後々、匿名で意見を送ってもらっており、全員から回答が得られる訳ではないですが、様々な意見が出てきています。苦情というよりも、対応の参考になる事は幾つもありますので、そのような体制を作ると良いのではと思いました。

中里会長：他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

高田委員：芦屋市の男性職員の育児休業取得率は何%でしょうか。

事務局／小杉：平成31年（令和元年）度は8.8%です。

高田委員：取得率は上昇していますか。

事務局／小杉：平成30年度が8.1%、から平成31年（令和元年）度は8.8%に上がっております。

中里会長：数値は記載していないのですか。

事務局／小杉：進行管理調書には記載しておりませんが、人事課へ確認しております。

高田委員：ウィザス・プランの数値目標を時系列で記載していただけると、今後の課題が見えると思いますので、次回以降はご用意いただきますようよろしくお願いいたします。DVの件数も同様に、数字で出てくるものについては、時系列で数値を記載していただくようお願いいたします。

中里会長：数年毎、或いは最終年度に時系列に記載した数値の一覧表は出せませんでしょうか。

事務局／小杉：次回の計画策定前にのみ、算出できる数値もございますが、ご意見を頂きましたので、数値目標を時系列にまとめてお出しするようになりたいと思います。

中里会長：その他についてはいかがでしょうか。追加のご意見等がありましたら8月11日までにご連絡いただきたいと思います。これで審議を終了します。今後の流れについて事務局より説明をお願いします。

事務局／田中：次回の開催につきましては、年明け1月頃を予定しております。来年度実施予定の男女共同参画に関する市民・職員意識調査の調査項目について、ご審議していただく予定です。

中里会長：それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。